

令和7年度開業医による救急医療支援事業実施要綱

令和7年4月1日
保健医療部長決裁

1 目的

この事業は、地域の救急医療における病院勤務医の確保に資するため、小児救急二次輪番病院や病院群輪番制病院など地域の拠点病院において、地域の開業医が休日・夜間の外来患者を診察する協力体制の構築を支援することを目的とする。

2 補助対象地区及び基準額

事業の補助対象地区（病院）及び開業医による救急医療支援事業運営費補助金交付要綱（平成21年6月1日医第211号。以下、「交付要綱」という。）第3条の表第1欄に定める基準額は次のとおりとする。

対象地区※	対象病院	補助基準額
所沢地区	所沢市市民医療センター (365日受入対応病院)	4,610千円×運営月数/12 (1病院当たり)
坂戸・飯能地区	埼玉医科大学病院 (365日受入対応病院)	
東部北地区	医療法人土屋小児病院 (対象診療日数 年100~200日)	1,960千円×運営月数/12 (1病院当たり)

※なお、当該地区内で協力開業医が確保できない場合はこの限りでない。

3 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、小児救急二次輪番や病院群輪番制病院などの拠点病院において、地域の開業医が休日・夜間に外来患者（軽傷患者）を診察する事業とする。

4 事業に要する経費の負担

当事業に要する経費については、開業医による救急医療支援事業補助金交付要綱（平成21年6月1日医第211号）に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

5 事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで